

令和2年生駒市教育委員会

第5回臨時会 議案

令和2年4月16日

生駒市教育委員会

令和2年生駒市教育委員会(第5回)臨時会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第7号	臨時代理につき承認を求めることについて(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について)	1
報告第8号	臨時代理につき承認を求めることについて(令和2年生駒市議会第2回(3月)定例会提出議案の意見について)	2
報告第9号	令和2年生駒市議会第2回(3月)定例会提出議案の結果について	5
議案第17号	生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の制定について	6

報告第7号

臨時代理につき承認を求めることについて

(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の
制定について)

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第5条第2項の規定により、令和2年3月30日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求める。

令和2年4月16日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「及び財政経営課長」を「、財政課長及び総務部専門官（所管専門官に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

報告第8号

臨時代理につき承認を求めることについて

(令和2年生駒市議会第2回(3月)定例会提出議案の意見について)

令和2年生駒市議会第2回(3月)定例会提出議案の意見について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号)第5条第2項の規定により、令和2年3月24日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求める。

令和2年4月16日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

【提出議案】

- ・ 令和2年度生駒市一般会計予算(追加提案分)

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
3 民生費		15,802,495
	2 児童福祉費	6,867,915
8 教育費		4,385,474
	1 教育総務費	324,386
	2 小学校費	418,467
	3 中学校費	319,856
	4 幼稚園費	800,493
	5 社会教育費	985,694
	6 保健体育費	1,536,578

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
生涯学習施設管理業務	令和2年度から 令和7年度まで	1,656,555千円
やまびこホール管理業務	令和2年度から 令和3年度まで	472千円
子ども・若者総合相談窓口運営等業務	令和2年度から 令和4年度まで	13,082千円

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
保育園施設整備事業	千円 11,600	証書借入 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

議案第17号

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の
制定について

上記議案を提出する。

令和2年4月16日提出

生駒市教育委員会

教育長 中田好昭

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則
生駒市立幼稚園預かり保育実施規則（令和元年9月生駒市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「生駒市立南幼稚園及び生駒市立認定こども園生駒幼稚園にあっては」及び「とし、その他の幼稚園にあっては毎週月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日」を削る。

第6条第2項中「第30条の4第1項第2号」を「第30条の4第2号」に、「月額11,300円」を「日額450円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、1月につき、その還付の額が11,300円を超える場合には、当該額は11,300円とする。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

- 1 生駒市立南幼稚園又は生駒市立認定こども園生駒幼稚園に通園する小学校

就学前子どもに係る預かり保育料

(1) 三期休園日以外に預かり保育を利用する場合

		預かり保育料の額	
		生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中 国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 偶者の自立の支援に 関する法律(平成6年 法律第30号)による 支援給付受給世帯	その他の世帯
法第30条の4第1号に掲げる小就学子ども(次掲小就学子どもに該当するものを除く。)	午前7時30分から午前8時30分まで	0円	300円
	午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	1,050円
	午前11時30分から午後5時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	1,650円
	午前11時30分から午後6時30分まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	2,100円
	午後2時から午後5時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0円	900円
	午後2時から午後6時30分まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0円	1,350円
	午前7時30分から午前8時30分まで	0円	150円
法第30条の4第1号に掲げる小就学子どもであって、その保	午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	525円

護者が1 月に おいて、 48時 以上 64時 未満 の 労働、 看護、 又は 学修 する と 態 る の 法 条 の 第 4 号 に 掲 げ る 学 校 前 子 ども	午前11時30分 から 午後5時 まで (教育 時間 の 終 了 時 間 が 午 前 11 時 30 分 で ある 場 合)	0円	825円
	午前11時30分 から 午後6時 30分 まで (教育 時間 の 終 了 時 間 が 午 前 11 時 30 分 で ある 場 合)	0円	1,050円
	午後2時 から 午後5時 まで (教育 時間 の 終 了 時 間 が 午 後 2 時 で ある 場 合)	0円	450円
	午後2時 から 午後6時 30分 まで (教育 時間 の 終 了 時 間 が 午 後 2 時 で ある 場 合)	0円	675円

備考

- 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- この表の規定にかかわらず、生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（令和元年8月生駒市条例第14号。以下「条例」という。）別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

(2) 三期休園日中に預かり保育を利用する場合

	預かり保育料の額	
	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給交付世帯	その他の世帯
		1月当たりの利用日数が1日以上 1月当たりの利用日数が10日以下

法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子ども(次掲小学校就学前子どもに該当するものを除く。)	午前7時30分から午前8時30分まで	0円	月額 3,200円	日額 300円
	午前8時30分から正午まで	0円	月額 11,200円	日額 1,050円
	午前8時30分から午後5時まで	0円	月額 27,200円	日額 2,550円
	午前8時30分から午後6時30分まで	0円	月額 32,000円	日額 3,000円
	正午から午後5時まで	0円	月額 16,000円	日額 1,500円
	正午から午後6時30分まで	0円	月額 20,800円	日額 1,950円
	上記に掲げる利用時間帯をまたぐ場合	0円	月額 32,000円	
法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもであつて、保護者が1月におよ48時間以上64時間未満の労働、看護、又は学修を常態とする者及び第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子ども	午前7時30分から午前8時30分まで	0円	月額 1,600円	日額 150円
	午前8時30分から正午まで	0円	月額 5,600円	日額 525円
	午前8時30分から午後5時まで	0円	月額 13,600円	日額 1,275円
	午前8時30分から午後6時30分まで	0円	月額 16,000円	日額 1,500円
	正午から午後5時まで	0円	月額 8,000円	日額 750円
	正午から午後6時30分まで	0円	月額 10,400円	日額 975円
	上記に掲げる利用時間帯をまたぐ場合	0円	月額 16,000円	

備考

- 1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に

定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 この表の規定にかかわらず、条例別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

2 その他の幼稚園に通園する小学校就学前子どもに係る預かり保育料

		預かり保育料の額	
		生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の帰国した者の自立の法律付受給世帯	その他の世帯
法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子ども（次掲小学校就学前子どもに該当するものを除く。）	午後2時から午後3時まで	0円	300円
	午後2時から午後4時まで	0円	600円
	午後2時から午後4時30分まで	0円	750円
法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもであつて、保護者が1お月お48時間以上64時間未満の労働、介護、又は学修をこ	午後2時から午後3時まで	0円	150円
	午後2時から午後4時まで	0円	300円
	午後2時から午後4時30分まで	0円	375円

常すでもび30第掲小就子 をと者る及第の4第掲小就子 と態るあの法条の2号に掲げ学学ども			
--	--	--	--

備考

- 1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 この表の規定にかかわらず、条例別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

附 則

この規則は、令和2年4月17日から施行し、改正後の生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

